

「不法就労外国人に関する通報報奨金制度に反対する会長声明」等
への

茨城県の見解



2026年4月2日 茨城県

現行法制度の枠内で、県として取り得る対策を精力的に講じてきた

適正雇用推進宣言制度の
創設

適正雇用に向けた
啓発巡回

関係機関と連携した
合同キャンペーン

直近5年間の摘発人数はピーク時比

県内の不法就労者数は

茨城県

全国

4年連続
全国最多

約**45%**増

約**4割**減

ネットリサーチ・モニターにより県民から寄せられたご意見
(項目：外国人との共生)

外国人の増加による 治安の悪化への不安	112件
不法就労・不法滞在の外国人を取り締まってほしい	26件
騒音やゴミ出し、交通ルールが守られていない	20件

感情面で**偏見**や**不信感**が生まれつつある

▼
不法就労などの**違法行為**に
厳格に対応していく姿勢を示すことが不可欠

不法就労に係る通報報奨金制度の概要



会長声明等の論理的欠陥と求められる議論の視点

事実

①

不法就労は法律に反する
ルール違反

事実

②

国にも同様の制度があり、
問題は顕在化していない

**なぜ、茨城県の制度だけが
差別や人権侵害を引き起こすと断定されるのか**

その論理的な説明は示されていない。

感情や安易なレッテル貼りではなく、
現場の課題に実効性ある対応を

会長声明等の事実誤認と論理の破綻

会長声明等の基本的認識は、
事実及び制度内容を著しく歪めている

- ×外国人「個人」の摘発ではない
- ×国籍・外見・言語など
属性による通報は想定していない
- ×外国人が働いていること自体を
問題視する制度でもない

これらを意図的に混同し、
県の施策を不当に歪曲している。

「差別・偏見を助長する」との主張は、
論理的にも社会的にも成立しない

違法行為への是正措置 ≠ 差別

是正措置を理由に「社会の分断を招く」なら無許可営業や脱税、
労働基準法違反などの通報制度も同様に否定されるのでは？

→そのような主張が
社会的に認められていないことは明らか。

制度が「市民に監視をさせる」ものである
かのように論じているが、
本制度は個人の見た目や国籍を判断材料と
することを前提としていない

制度への理解不足か、
あるいは意図的な印象操作

不法就労の是正は人権保護そのものである

不法就労の背景を理由に違法行為を事実上容認する姿勢は容認できない

背景と容認は別問題

人手不足や技能実習制度の課題は、不法就労を放置あるいは事実上容認する理由にはならない。

人手不足だからこそ 適正な雇用秩序が必要

人手不足が深刻であればこそ、適正な在留資格・法令順守などが必要であり、不法就労の蔓延はこれらを根底から破壊する。

不法就労の受け皿こそ 人権侵害の根本原因

不法就労を前提とした受け皿の存在が、劣悪な環境から逃れた外国人を更なる違法状態に追いやってしまう。

▶ **不法就労を厳正に是正することは、
人権侵害構造を固定化させないために不可欠な措置**

制度撤回要求は、地方自治体に法令遵守を放棄せよと求めるに等しい

本制度の「直ちの撤回」要求は、自治体に違法行為への是正を放棄せよと求めるに等しい主張。

▶ **国の制度改正を待つ間、現在進行形で発生している違法な雇用行為に
何ら手を打たないという選択肢は存在しない**

不法就労対策は、外国人排斥とは無縁

「不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない」社会を構築するための最低限の行政責務である。

本県は、会長声明等が示すような **一面的** かつ **感情的** な評価に基づいて

県民の安全 **法秩序** **公平な労働環境** を

損なうことはできない